

## 新型コロナウイルス感染症感染防止協力協定書

石垣市内での新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防止するため、当宿泊施設における宿泊者の滞在中並びに宿泊後の感染防止対策に関する以下の基本的事項に同意し、実施することに協力します。

### (基本的立場)

第1 宿泊者が、国外や国が特定警戒都道府県と位置づけている地域等、現状感染が拡大している地域から来訪する可能性があることを十分に認識するとともに、全ての宿泊者に対して、感染防止対策を万全に講じます。

### (長期滞在者受け入れの推進)

第2 新型コロナウイルス感染症が、感染から平均5～6日で発症することや、発症の2日前からウイルスを排出することなどを踏まえ、原則1週間以上の滞在者の受け入れを推進します。

2 1週間未満の滞在者を受け入れる場合であっても、本協定第4第2項に掲げるチェックアウト日以後3日目の健康確認作業を実施し感染拡大防止に努めます。

### (滞在中の感染防止対策の徹底)

第3 宿泊者に対しては、滞在日数にかかわらず、検温や健康チェック、外出時のマスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策の徹底を促します。

### (宿泊後の健康確認作業)

第4 宿泊者のチェックアウト後の新型コロナウイルス感染の疑いの有無を把握するため、当該チェックアウト日以後3日間の検温と健康観察をしていただくよう事前に依頼します。

2 当該チェックアウト日以後3日目に、宿泊者に対して直接電話や電子メール等で連絡し発熱や体調不良など新型コロナウイルス感染の疑いの有無を確認するとともに、発熱や咳などの風邪症状が認められた場合は、石垣市企画部観光文化課（TEL0980-82-1535）に連絡します。

### (施設内における感染防止対策の徹底・実務責任者の設置)

第5 当宿泊施設においては、従業員の検温や健康チェック、マスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒等の感染予防策の徹底をはじめ、施設内における感染予防策を講じます。

2 前項の施設内の感染予防策については、当宿泊施設が別に定めるガイドラインや石垣市観光交流協会が公表する宿泊事業者共通ガイドラインに基づき実施します。

3 当宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策に関する市との連絡調整を図るため、可能な限り実務責任者を置き、市に報告します。

令和2年 月 日

石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義隆 印

事業所名

所在地

代表者名

電話番号

印